

2024年12月11日
(電子提供措置開始日：2024年12月4日)

株主各位

東京都渋谷区広尾一丁目1番39号
株式会社シーラテクノロジーズ
代表取締役会長 グループ執行役員 CEO 杉本宏之

臨時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、下記のとおり臨時株主総会を開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

本株主総会は電子提供措置をとっており、会社法第325条の3の規定により、電子提供措置事項をインターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトアクセスのうえご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://syla-tech.jp/ir>



なお、当日ご出席されない場合は、書面による議決権の行使をお願い申し上げます。各議案の内容は、当社ウェブサイト上の「臨時株主総会招集ご通知」の株主総会参考書類に記載のとおりでございますので、同書類をご検討くださいませ、後述のご案内に従って2024年12月25日(水曜日)午後7時(日本時間)までに議決権を行使してくださいませようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 2024年12月26日(木) 午後3時00分(日本時間)
2. 場 所 東京都渋谷区広尾一丁目1番39号
恵比寿プライムスクエア7階 当社会議室

3. 会議の目的事項

決議事項

議 案 資本金の額の減少の件

4. 議決権行使についてのご案内

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2024年12月25日(水曜日)午後7時(日本時間)までに到着するようご返送ください。各議案につき賛否が表示されていない場合には、会社提案につき賛成としてお取扱いいたします。

以上

~~~~~

当日、ご出席の際は、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

## 株主総会参考書類

### 議案及び参考事項

#### 議 案 資本金の額の減少の件

今後の資本政策の機動性を確保することを目的として、会社法第 447 条第 1 項の規定に基づき、資本金の額を減少し、その他資本剰余金に振り替えるものであります。

なお、本議案は、払い戻しを行わない無償減資であり、発行済株式総数を変更することなく、資本金の額を減少するものであるため、株主の皆様が所有する株式数に影響を与えるものではありません。また、今回の資本金の額の減少によって当社の純資産額及び発行済株式総数に変更はございませんので、1 株当たり純資産額に変更を生じるものではありません。

#### (1) 減少する資本金の額

会社法第 447 条第 1 項の規定に基づき、資本金の額 148,392,505 円のうち 52,392,505 円減少して 96,000,000 円とし、減少する資本金の額の全額をその他資本剰余金に振り替えたいと存じます。なお、当社が発行しているストック・オプション（新株予約権）が本減少の効力発生日までに行使された場合、資本金の額及び減少後の資本金の額が変動いたします。

#### (2) 資本金の額の減少の効力発生日

2024 年 12 月 27 日を予定しております。

以上